

骨髄バンクドナーとドナーが勤務する事業所に対する 助成事業を実施します

須坂市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血管細胞提供あっせん事業の提供者（ドナー）及びドナーが勤務する事業所に対し、負担の軽減と骨髄移植の推進及びドナー登録者の拡大を推進するため、助成を行います。

1 対象者

次のいずれにも該当する方及びその方を雇用する国内の事業所等

- (1) 日本骨髄バンクが実施する骨髄等の提供を完了し、証明する書類の交付を受けた方
- (2) 骨髄等の提供時に須坂市に住所を有している方

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません

- (1) 他団体より同様の趣旨の補助金、助成金等を受けている場合
- (2) ドナーが個人事業主である事業所
- (3) 市税の滞納がある事業所

2 補助金額

○ドナー（提供者）

通院、入院及び面談のための日数 1 日につき 2 万円（上限 10 日）

○ドナーが勤務する事業所等

ドナーが通院、入院及び面談のための日数 1 日につき 1 万円
（上限 10 日）

3 申請手続きについて

骨髄等の提供が完了した日から起算して90日以内又は完了した年度の3月末までのいずれか早い日までに、次に掲げる必要書類を添えて申請してください。

○ドナー（提供者）

- (1) 須坂市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（ドナー用）
- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し
- (3) 骨髄等の提供に係る通院、入院または面談をした日を確認できる書類の写し
- (4) 健康保険証の写し

○ドナーが勤務する事業所等

- (1) 須坂市骨髓バンクドナー助成金交付申請書（事業所用）
- (2) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (3) ドナーが骨髓等の提供のために休暇を取得した日が確認できる書類
- (4) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行ったことを証する書類の写し

【申請の受付及び問合せ先】

須坂市役所 健康福祉部 健康づくり課 保健予防係

電話 026-248-9018（課専用）